

成東地区地域審議会 会議録

会 議 の 名 称		成東地区地域審議会（平成 21 年度第 2 回）	
開 催 日 時		平成 22 年 3 月 9 日（火）	開会 閉会 9 時 35 分 11 時 30 分
開 催 場 所		山武市役所 第 5 会議室	
議 長 氏 名		高 木 壽	
出 席 者 氏 名		別添出欠席者名簿のとおり	
欠 席 者 氏 名		〃	
事 務 局 氏 名		〃	
会 議 事 項	議 題 (1) 地域振興基金運用益の活用方法について (2) 山武市地域公共交通総合連携計画につ いて (3) その他	会議結果 (1) 資料のとおり承認される (2) 資料のとおり承認される (3) その他事項なし	
会 議 の 経 過		別添会議経過のとおり	
会 議 資 料		・ 山武市地域振興基金運用益の活用方法について ・ 山武市地域公共交通総合連携計画（素案）	
そ の 他 必 要 事 項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 委 員	
平成 22 年 7 月 6 日		秋 山 盛 三	
		大 類 英 之	

出 欠 席 者 名 簿

成東地区地域審議会委員		
職 名	氏 名	出欠
会 長	高 木 壽	○
副会長	諏 訪 富美江	○
委 員	秋 山 盛 三	○
委 員	大 類 英 之	○
委 員	小 山 和 典	○
委 員	齋 藤 芙美江	○
委 員	野 口 よし子	○
委 員	若 林 清 文	×
委 員	田 邊 孝 雄	○
委 員	湖 島 克 己	×
委 員	小 杉 秀 文	×
委 員	土 屋 力	×
委 員	戸 村 文 夫	○
委 員	並 木 久 栄	○

執行部・事務局		
所 属	職 名	氏 名
総務部	部 長	齊 藤 光 一
企画政策課	課 長	石 橋 昌 美
企画政策課 企画係	係 長	小 川 恵 計
〃	主任主事	伊 藤 佐智穂
〃	主査補	田 中 英 紀

出席職員数 5 名

出席 10 名 欠席 4 名

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
企画政策課長	おはようございます。定刻より遅れまして大変申しわけございません。
	本日、会議の進行を務めさせていただきます企画政策課の石橋でございます。よろしくお願い申し上げます。
	それでは、開会を齊藤総務部長よりお願いいたします。
部長	おはようございます。それこそ季節の変わり目で、今日は非常に寒く感じますけれども、第2回ということでお集まりいただき、ありがとうございます。
	ただいまから、成東地区地域審議会を開催させていただきます。よろしくお願いします。
企画政策課長	ありがとうございました。
	それでは、本日の会議の出席者の報告をいたします。
	本日の会議でございますが、3名の方から欠席というご連絡をいただいております。1名は、小山委員はおくれて会議に出席をいただけるということで、1名の方がちょっと今、連絡がとれないということで、本日定員14名のところ、9名のご出席をいただいております。
	地域審議会の設置に関する協議第8条第4項の規定によりまして、委員の出席が過半数を超えておりますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。
	本日の会議でございますが、議事録作成の都合上、録音させていただきますと思います。ご発言の際には、挙手の上、議長のご指名を受けた後に、お名前を述べましてご発言をお願いしたいと思います。
	それでは、会議次第により、会長からごあいさつをいただきたいと思います。
	会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、会長ということですので、一言ご挨拶いたします。
	大変寒い中、早朝より成東地区審議会に出席していただきまして、ありがとうございます。我々の務めも今回のちょうど2年目の最後の年の会ということになります。なかなか思うように進行させることができないで、歯がゆい思いで大変皆さん方にはご迷惑をかけているところかと思っておりますけれども、何とかここまでやってこられましたのは、皆さん方のご協力のおかげと感謝申し上げます。
	せっかく任命されました我々の仕事ですので、有意義に進めさせていただいて、かつ、市の行政のためにお役に立つようにということでございますので、本日の会議が有効に終了されますようにご協力をお願いしたいと思います。
	簡単ですが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。
企画政策課長	ありがとうございました。

会長	それでは、この後の議事につきましては、地域審議会の設置に関する協議第8条第2項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。
	それでは、よろしくお願い申し上げます。 それでは、まず会議に入ります前に、地域審議会の運営要綱第2条の規定に基づきまして、会議録の署名委員2名を指名させていただきたいと思ひます。 今回の署名委員につきましては、お手元の出席名簿がございます。大変僭越ですが、秋山さんと大類さんお二方に署名委員としてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。 では、秋山委員さんと大類委員さんに署名をしていただきますので、事務局から会議録ができましたら署名方お願いいたします。 それでは、さっそく議事に入ります。 それでは、議事、地域振興基金運用益の活用方法について、こちらについて、事務局からの説明をお願いします。
企画政策課長	それでは、議題のまず1番目でございます。地域振興基金運用益の活用方法についてということでございます。 これにつきましては、昨年度よりご審議をいただきまして、各地区の意見、提案ということでまとめさせたものが添付してございます。 これにつきまして、具体的にこれをできれば実施をする仕組みをつくりたいということで、今回はその内容について担当のほうから資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思ひます。では、田中の方から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。
事務局	おはようございます。 私の方から、山武市地域振興基金運用益の活用方法について説明させていただきます。恐れ入りますが座らせていただきます。 資料1をご覧ください。と思ひます。 山武市地域振興基金運用益の活用について、各地区地域審議会からの意見・提案並びに各地区会長・副会長会議での意見を踏まえ、次の方針により適正かつ効果的に活用することとしたいと思っております。 また、今の各地区の地域審議会からの意見・提案並びに各地区の会長・副会長会議での意見については、1枚めくっていただきまして、3ページ及び4ページのほうに記載しております。 こちらは、平成21年7月27日、各地区の意見・提案をとりまとめた後、会長・副会長会議において内容の確認及び今後の方向性について検討された結果を載せてあります。 この内容については、前回、会長より皆様方には会議結果についてご報告があったと思ひますが、その結果としては、各地区の意見・提案を受け、事務局で活用方法について調整させていただきたいというようなこと、さらには、各地区の意見を幅広く集約したものとして市民活動支援事業で

取り扱うというような内容となっております。それを受けまして、事務局では、このたび活用方法をまとめましたので、その内容を示させていただきます。

では、最初のページに戻りまして、1番になりますが、基金の処分に関する取扱いについてですが、こちらは地域振興基金の全般的な内容を再度確認させていただいているものです。

基金の運用から生ずる収益を活用し、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充て、計画的、継続的な事業展開を図ることとします。ただし、基金の原資については、合併特例債を活用して調達をしているということから、債務の償還が完了しない限りは、取り崩しはしないこととします。

こちらは従前からお話しさせていただいているように、基金の運用益を活用することについて、それを各地区町村に必要な地域振興に係る事業の財源に充てて、計画的、継続的に地域の振興や発展を促すというふうな形の運用をしていきますということになります。

具体的にどういうふうな事業に充てていくのかという話ですが、2番になりますが、運用益を活用する事業についてということで、活用する事業の対象については、まず、基金を積み立てるにあたり、山武市地域振興基金条例というものを既に市では設置しております。

その基金から生じる運用益の活用方法について、これまで各地域審議会にご議論いただきながら、その活用方法についてご意見を頂戴したところです。こちらは、各地区の意見を踏まえて、大きく3つの事業について活用していきたいと考えております。

こちらの地域振興基金条例、既に設置しているものについてなんですが、こちらは5ページ目を見ていただきますと参考資料ということで、条例を添付しておりますのでご覧になっていただきたいと思います。こちらの設置目的では、市民の連帯の強化及び地域振興を推進する事業の財源の確保を図るために地域振興基金を設置するという形になっておりまして、基金運用については、市民の連帯の強化及び振興を推進する事業の財源に充てるときに処分をすることができるというようになっております。

この中では、各地区の意見が反映されてこないことから、事務局では、運用益を活用する事業の範囲というものを具体化し、それに合致するような事業を今後展開していきたいと考えております。

では、運用益を活用する事業の範囲とは、最初のページに戻るのですが、大きく3つの事項とさせていただきます。

1つ目は市民の連帯の強化となるもの、2つ目は地域振興を推進するもの、3つ目は市民協働の推進に関するものという大きく3つに分かれております。

これだけだと、なかなか範囲が大き過ぎて分かりづらいところがあるかと思しますので、さらにその中に細目を設けさせていただきまして、市民

の連帯の強化となるものの中では、こういったことに充てましょうかということで、1つ目は各種イベント開催事業、2つ目は新しい文化の創造に資する事業という形で、ある程度内容が分かるよう示したいと思っております。

また、この内容については、例えば各種イベント開催事業については、こちらはこのとおりなのですが、定期的にイベントが開催できるよう支援していくということになります。また、新しい文化の創造に資する事業については、地域に内在する資源の発掘とか、それぞれの文化を通じて新しい文化を創造していく地域独自の活動とか、そういったものに使っていただければなど。また、地域の文化を地域の人たちが共有する形で、力強く持続的な地域ができていくのではないかと。

また、成東地区では、議論の中での意見ではありましたが、地域での取り組み推進などに、というご意見もありましたが、これらについてもこの中で対応できるのではないかなと思っております。

2番の地域振興推進を推進するものについては、地域行事、伝統文化等の活性化を図る事業、また地域活性化事業、また市民の主体的な活動を促進する事業というような形で決定をさせていただきました。地域行事、伝統文化等の活性化については、地域行事を活性化していくことによって、地域の世代を越えたつながりを維持、促進したり、地域活性化事業については、地域ブランド等を利用した取り組みとか、また地域が元気になる市民活動とかを促進する事業とか、そのような各地区での行事支援についても含めて考えていきたいと思っております。また、市民の主体的な活動を促進する事業については、地域の緑化や沿道清掃等の活動とか、安心・安全な生活を確保するために、市民と一緒にやった活動、そういったものを運用ができればいいのかなと考えております。

3番目に、市民協働の推進に関するものという形になっておりますが、こちらについては新しい文化の創造にもつながるのですが、市民と行政が協働して地域を形づくっていくという事業、新しい市民活動の活性化や新しい地域の創出、そういったものを1番、2番をあわせたような形の事業展開も可能なように3番目にさせていただいております。

なお、これらの事業対象となる事業の範囲だけを定めるだけでなく、事業の実施については運用益の処分に関する取扱要領等、取り扱いに関する規定を設け、その規定に基づき適正に取り扱っていききたいと考えております。

ここで、その規定する内容としては、まずは、その運用益を活用する事業の範囲、こちらは今ご説明させてもらった事業の内容になります。次に、活用する事業の財源及びその額、こちらは、先ほど全体的なお話もさせていただきましたが、基金の運用益を活用して必要な事業を実施していきますという内容。

それから、次の運用益を活用する事業の選考方法、こちらについては、

裏面に示させていただいているフロー図で説明させていただきますので、後ほどそちらを見ていただくこととします。

また、地域審議会の役割についても、取扱要領等に明確に規定して、運用益の活用の際の地域審議会の位置づけを行うことで、今後、安定して継続的に事業展開を図っていきたいと考えております。

その他になるのですが、一応、平成22年度事業については、1月の会長・副会長会議の中でもお話をさせていただいて了承をいただいています、市民協働の推進に関するものという形で、市民提案型まちづくり事業に400万円を計上しております。

なお、他の事業については、平成22年度に取扱要領に基づく事業の選定等を行いまして、各地区の地域審議会の意見を踏まえ、最終的に事業計画を決定したいと思っております。この事業については、平成23年度からとなる予定です。

1枚めくっていただき、裏面をご覧ください。先ほどお話しさせていただいた運用益を活用する事業の実施方法及び地域審議会の役割をフロー図で示しておりますので、ご説明させていただきます。

まず、上の対象事業となる区分、①、②、③、④とありますが、これは先ほどご説明させていただきました事業区分になっております。

その下に、青い枠の中に実施事業フローという形で書いてありますが、まず各地区地域審議会の答申、こちらは次のページの3ページ、4ページに記載しております参考資料になっておりますが、各地区からの意見・提案を踏まえて、各事業担当課がその答申に合致するような事業を計画し、事務局に提出することになります。

それを事務局審査ということで、事務局、私どもになるのですが、その要件とか事業費等、また事業計画自体が対象事業の範囲となっているかどうか、そういったものを検討、調整を行い、ここでは配分計画となっておりますが、全体の計画案を作成することになります。

その計画案には、対象事業の名称とか内容、それから事業に要する費用とか、運用益の充当額、また事業の実施期間等、そういったものを示す予定です。これを各地区の地域審議会で計画案の審議をお願いすると。

その計画案の審議につきまして、計画、意見等をいただきまして、それを反映させるような形で、最終的な計画の決定をしたいと考えております。

その後、予算化した後、事業を実施することになりますが、事業を実施した結果どのような成果があったのか、どのような事業を行ったのかなどを取りまとめ、それを最終的に地域審議会で結果を報告させていただきます。

その後、その事業結果に対する意見や、また事業の見直し等、地域審議会の意見等、翌年度以降の計画に反映していくようにしていきたいと考えております。

会長	また、必要に応じては、新たな方向性の意見・提案というのもいただく可能性もあるかと思います。これについても、検討させていただきますが、とりあえず今年度については、このような形式で実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。 説明は以上になります。 一応、説明いただきましたけれども、それでは皆さん方からのご意見等を伺います。 その前に、ご意見がございましたら、必ずお名前を述べていただいて、発言していただきますようお願いいたします。 何か説明の中で疑問点、あるいは何かございましたら、遠慮なく挙手して述べていただきますようお願いいたします。何かありますか。
戸村委員	戸村委員さん。 ちょっと疑問があるのですが、運用益を活用する事業に各種イベント開催事業があるのですが、上限というか、そういうのが入っていないと思うのですよ。どのくらいの配分でやるのか、それとも全額なのか。1つの事業をやることによって要するに上限を何%ぐらいまで活用するのか、それとも全額運用益でやるのか、イベント等を行うときに、そういうのが入っていたほうがよいのではないかなと思ったのですが。
会長 企画政策課長	では、事務局、説明お願いします。 それでは、まずその前に、地域振興基金の金額でございますけれども、これは合併した市町村の数と人口等によって上限がまず決められております。これは原資の話でございます。これは約27億9,600万円が山武市の地域振興基金に積み立てられる金額の限度額となっております。 これによりまして、運用益が現在2,500万円から600万円程度、これはそのときの利率等によりまして変動しますが、これが大まかな運用益、これは単年度ごとに2,500万から600万程度、運用益が生まれるということでございます。 それで、先ほどの事業ごとの上限額ということでございますが、当然先ほどご説明をしました資料1の下の方の欄、規定する主要な事項の中に、これから取扱要領等を定めていくわけでございますが、その中に実際には運用益を活用する事業の財源、それからその額ということで、この辺で規定をさせていただきたいと。当然、単年度での上限は基金から生じる運用益ということになりますので、2,500万円から600万円というのが基本となります。
会長 企画政策課長 戸村委員	1年間の運用益が2,500万から2,600万だから、単年度で使うとすれば、その範囲内ということが上限ということの説明でいいですか。 はい。 単年度では2,600万から2,500万というようなお話があったのですけれども、各事業において、その中の配分というのは、パーセンテージですよ。事業は、成東地区だけではないので、山武もあるし、蓮沼も松尾もあ

企画政策課長	りますので、その中で各イベントをやるときに、イベントごとに事業費がやっぱり違うと思うのですよ。やはり運用益を配分する中の上限というところがちょっと欲しかったのですが。 例えば、イベントがA、B、Cとあったときに、Aは50%活用する、活用基金を使いますと、Bは20%ですよ、Cは10%ということではなく、事業費の中の何%ぐらいが使えるのかということを確認したいのですが。 はい。 ただ、具体的にその事業がちょっと出てきていけませんので個々の事業費というのは、あらかじめは、なかなか決めるのは難しいのかなと思います。 例えば今、蓮沼地域ではサマーカーニバルというようなことで、蓮沼地区地域審議会の中では具体的に出てきております。このようなものというのは、実行委員会形式で実施している場合があります。従来予算が例えば100万あったとします。こういうものが運用益で予算を拡充することによってさらに充実すると、予算を400万円プラスしたほうがいいのだろうということが実行委員会の中で協議をされて決定をしますと、こういったものは市の事務局が当然ございますので、そこを経て実行委員会の協議をもとにつくられた事業計画が挙がってくることになるかと。そういうものを各地域審議会の中で審議をしていただくということになりますので、当然、事業化するときには上限がございますので、その範囲の中でとりあえず計画案はつくっていくというような考え方になります。 ですので、個々の事業費というのは、最初からは定められないのではないかなというふうには思っていますが、もし良い案があればご意見をいただければと思います。
会長 戸村委員 会長 秋山委員	わかりましたか。 わかりました。 秋山委員。 すみません、いつも欠席してばかりで申しわけありません。
会長 企画政策課長 秋山委員	商工会の秋山と申しますが、今の話ですが、商工会と観光協会では、観光協会では蓮沼の桜祭り、商工会でもさんぶの森の桜祭りというような事業があるのですが、やっぱりその辺がはっきりしていると予算を組むのにも大変助かると思うのですが、だから、その予算を出してからこれぐらいというよりも、例えば予算の何%とかと決まっていれば大変助かると思うのですが、どうなのでしょう。 事務局、説明できますか。 個々の事業に私どもから予算を配分するというのは、現時点では、ちょっと難しいかなと考えています。というのは、あくまでこれは、その事業の中身によって予算を決めるというような考え方となっております。 当然、商工会も観光協会も補助金を受けてやっているわけですが、例えばここにあるイベントとか、そういうものは文化とか入っていますよね。

企画政策課長	そういうものに対しての助成というのがあれば良いと思うのですが、そういう方向にはならないのですか。 例えば、この中で観光を売り物とした場合に、今、市の中に観光アドバイザーですか、2人いるわけでしょう。こういうところにもそういう人たちが出てきて、このイベントに対して観光を重視しているのか、ただ地域で楽しむだけでやるのか、やっぱりその辺も大事だと思うので、ただ観光協会の事務で使うのではなくて、こういうところに出てきて、これを観光に結びつけて、やっぱり山武市の観光というものを売りにするとか、やっぱりその中に組み込むことを考えた中のそういう人たちの活動費とかそういうのが出れば、そういうものにも活用してもらいたいなと思います。 それは、ここのフローでございますけれども、あくまで今回は地域振興基金運用益の活用ということでございますので、あくまで地区のある部分では結構大きなテーマで今はまとめられておりますが、そういった趣旨に即した事業計画であるとか、例えばこの基金の中に地域の一体性の確保だとか、地域振興だとか、そういうものに合致するものかどうかというのを地域審議会の中にお諮りをして、それからご意見をいただくという仕組みになっております。 ですので、まずその事業を、私どもですと地域審議会から、こういうご意見とか提案がありますというものを事業担当課にお知らせするというのがまずスタートとなります。 そういう中から、今みたいなお話が各担当部署のほうで事業計画案をつくると思います。これはこういう意味で、地域振興基金の運用益を使ってやることに理由がありますよというものも全部事業計画の中に示しまして、それを再度いろんな地区から地区に該当するような事業が上がってくるとしますので、これを地域審議会の中で、本当にこれは地域振興基金の運用益を使ってやる事業なのかどうかというのを、まずご意見をいただくと。そういう中で、この金額はちょっと多いのではないかとか、少ないのではないかとか、そういうものも含めてご意見をいただくということで、今ちょっと考えております。
会長 秋山委員 会長 並木委員 会長 並木委員	よろしいですか。 はい。 それでは、並木委員。 質問でよろしいでしょうか。 質問でいいですよ。 その他のところに市民協働の推進に関するものとして、提案型まちづくり事業に400万円を計上することなのですが、これはこの2,500万から2,600万円の中から400万円ですよね。 この市民提案型まちづくり事業にそのまま丸投げみたいな形ということとは、市民自治支援課か何かに丸投げしちゃうという。
企画政策課長	市民提案型まちづくり事業につきましては、市民自治支援課が一つの事

並木委員 企画政策課長	業としてやっております。その中には提案をして、それを審査するというような仕組みもその中でございますので、それはそちらの方でお願いしたいということで、今は考えております。 その中でも事業が分かれていまして、地域審議会の中でご審議をいただくものも、今、市民自治支援課のほうで検討しておりますので、そういう事業が出てくるということは、今は計画の中にございます。 支援課が400万円を冒頭、みんな市民に紹介をして応募させるだけではなくて、こちらからの全部総額でやると。
企画政策課長	提案型まちづくりの中に2つ市民自治支援課のほうで考えておりまして、何かスタートになるような提案型まちづくり事業というのがまず1つあって、それがもっと発展的に次の段階に進められるようにというような事業を想定しているのだそうです。 要するに、新規でスタートする提案型まちづくりについては、従来の市民自治支援課が、その中で該当するかどうかを選定していくと。そこから、もっと進展する事業というのですか、それをもうちょっと発展させたら良いのだろうという事業を今、市民自治支援課で考えております。 そこに、実は地域審議会の委員さんに入っていていただいて、その事業が地域振興基金の運用益を利用してよい事業かどうかということをご意見いただくというような計画もあります。 ですから、市民提案型まちづくりは、今は2つの仕組みが22年度は動く。片方には地域審議会の委員さん方が審査というのですか、そういうものに入っていていただくということで予定をしていると思います。
並木委員	そのことがよくわかりました。そのことを聞きたかったのです。今この2段階に分かれて、最初のほうは従来の支援課のほうの予算を中心に使うと。そして、その発展型としてさらに強化をしたい、促進したい事業に対して、運用益の400万を一緒に審議委員会も入って検討するということでよいのですよね。
企画政策課長	全額がその発展型ではないのですが、この一部ということになります。
並木委員	はい、その意味が今のご説明でよくわかりました。ありがとうございます。
会長	よろしいですか。
並木委員	はい。
会長	ちなみに、3ページを見ていただきますと、各地区の審議会の意見・提案ということで、成東地区につきましては、20年11月19日に成東地区でたしか審議会を開催しまして、そのときに各委員さんからいろいろな個々の振興計画内容を提案していただきまして、それらについて協議してございます。 その結果、この3ページの成東地区ということのとりまとめの中で、ちょっと読ませていただきますが、平成20年度第2回、第3回において審議

	した結果、成東地区は地域振興基金運用益の活用に対し、慎重な検討が必要との意見であった。その内容は次のとおりである。 運用益の活用については、無駄なものとならぬよう慎重に行うべきであり、現時点での活用は、不相応である。時期を見計らい、必要とされる事業に活用すべきことから、当面は活用を留保することとするということになっています。 なお、各委員から提案された事業については、引き続き検討、精査を行うこととし、然るべき時期となり次第、事業提案を行いたいということできとりまとめして、これが進んでいるところでございます。 その提案されている事項については、皆さんはご記憶があると思います。簡単に確認したいと思います。 トレーニング施設を成東保健センターへ開設するということ。それから、親子三代交流の場を設けたテーマづくりの地区行事への助成と。それから、フリーマーケット型、行商型のキャンペーンカーでイベントへ出向くと地産地消は上がると。それから、児童デイサービス、空き家を利用した小規模多機能型施設を開設すると。それから、食虫植物園でビデオ等の展示を行い観光資源の活性化。それから、体験型観光の推進ということでイチゴを利用した体験型の事業としてアピールすると。それから、地域の人材バンク、いろんなジャンルに参加できるような生涯学習の場をつくるということと、それから最後として、将来を見据え合併特例債の返済の資金とするという、これらの提案事項については引き続き検討、精査することとなっていることを参考までにお話しさせていただきました。 あと何かご意見ありましたら、伺います。
小山委員	小山委員。 遅れて申しわけございません。 これより前に説明があったかわかりませんが、23年度から事業実施というお話ですけれども、事業計画書の提出というのはいつまで行ったものを今年度また地域審議会で審議をして、議会に提出をしてという形になるのでしょうか。
企画政策課長	事業計画が提出されたら、その都度、地域審議会を開いてという形があるのでしょうか。 これから、取扱要領等を定めていく中で、そういう細かい点を詰めていきますが、実際に平成23年度の予算の概略ができ上がるというか、素案ができ上がるのが7月頃でございます。
小山委員	実際にはその後、いろいろな協議がありますので、その中で修正等は可能でございますが、最初の素案は7月頃を目安に予算編成は行われているというところでございますので、この日程に合ったスケジュール等を示していきたいというように思っております。 この運用益って、毎年2,500、600万あるのですよね。いつから発生していますか。

企画政策課長	運用益につきましては、平成18年度から発生しておりますが、平成18年度からの積み立てでありますので、その年はかなり少ないです。平成18、19年度と積み立て、平成20年度は積み立てておりませんが、平成21年度が最後ということとなっております。運用益は平成19年度が約1,500万円程度、それから平成20年度、21年度は約2,500万円ということとなっております。
会長	ありがとうございます。 あと何かございますか。 では、田邊委員。
田邊委員	正副会長会議で、各地区のいろんな意見が出ておりますけれども、これらを踏まえて、その運用益を使おうよという方向には進んでいるのですか。
会長	先ほど言ったように、これにしましょうというように意見がまとまりませんでしたので、やっぱり4つの地区の考え方というのはみんなバラバラで、考え方はそれぞれ違っているものですから、この4つの地区の意見がそれぞれ出ているということです。
田邊委員	これからいろんなものが出てきて、それをうまく選別しながら採用していくと。
会長	ええ。あくまでも地域審議会は、市へこのようにしたらいかがですかという答申をして、ここのフロー図にありますように、市ではその事業に対して地域審議会で提案されたものが活用できるかどうか検討して、たたき台を提示していただくこととなります。
田邊委員	何かに運用しようよというところまで見つけるわけですね。
会長	ええ。 それでは、地域振興基金運用益の活用方法については、こんな程度でいいですか。
秋山委員	では、秋山委員。 先ほど、小山さんが言われたように、それがいつごろから、計画の何カ月前に出せばいいのか、いつごろから使えるようになるのか、その辺がはっきりすると助かるのですが。
企画政策課長	平成23年度事業ですか。例えば、商工観光についてとなりますと、商工観光課がございますので、各地区の地域審議会の結果が出れば、それを各部署に流しますので、それは予算編成と併せて、担当課で実際にご相談なりがされると思います。
秋山委員	はい、わかりました。
会長	それで、先ほど私のほうから平成20年11月19日に開催された地域審議会において、それぞれの委員から提案していただいた事業を、運用益を活用する事業の範囲、1番の市民の連帯の強化になるもの、2番目に地域振興を推進するもの、市民協働の推進に関するもの、3番、その他市長ということの4つの項目がそれぞれ示されていますので、皆さん方の提案をこの

野口委員 会長 野口委員	4つの中に一応当てはめてみたのですが、皆さんの思いと合っているかどうかちょっとわかりませんので、もう一度見ていただいて、これをもう我々はここで終わりですので、成東地区の審議会は次の3期の審議会のほうへ持ち越していただくというふうな方法をとりたいと思いますので、ちょっと見ていただきたいなと思います。 どこか、1、2、3、4の中で、3番の市民協働の推進に関するもの、この内容がここではなかったかなという感じがするのだけれども、どうですか。野口さん。 地域振興でしょうか。 あるいは、市民の連帯のほうかな。 すみません、私はこういう会に出席したのが初めてでして、この意見を出したのは、私自身として地域を活性化するために良いのではないかと思った個人の意見なのですよね。私一人の意見で、皆さんが果たしてそれに本当に賛同してくださってこれを推進してくださるのかなと思って、とってもうれしく思いますけれども、何かどきっとしてしまいました。 これは、地域振興ではないでしょうかね。地域振興というか、福祉というか、連帯を促進するようなイメージと。
会長 事務局 野口委員 会長	では、1番のほうですかね。 地域振興ではなく、やはり1番ですね。 1番だと思います。 では、これをすみません、1番へ入れてください。 あと、その他はよろしいでしょうか。
田邊委員	では、食虫植物園の保護を拡大し観光資源というのは、これはまずいのではないですかね。私は一度これで成東町時代にあそこを観光化しようと言って動いてみたのだが、いや、町だけでは、あれは文化庁か何かの関係しているから無理だと断られたことがあるのです。
会長 田邊委員	東金市は。 いや東金市が入っているの、そんなのはよいのですけれども、何か国の機関が、文化庁かどこかが関係しているのでしょうか。 だから、町だけでどうしようか、こうしようかということとはできない。それがだめだよといって断られたことがあるのだよ。 柿田川湧水の視察に行って、非常に川を利用してうまく河川を利用した観光をやっているわけですよ。あれを見てきて、それならその県道から手前の農地を多少買収して、あそこへ駐車場と農産物の販売と兼ねて歩いていける橋をかけて、観光化しようとして提案したことがあるのですよ。その時もそれはできませんと、今の市長に、私だけではどうにもならないからといって、それで断念したことがある。この食虫植物園の提案は非常に難しい。
会長 事務局	田邊委員、ちょっと説明するそうなのです。 田邊委員さんから今ご指摘がありましたように、今まで各地区の地域審

	議会で具体的に出していただいたものというのは、本当に地域審議会委員さんのご意見ということで、いろんな事業が出てきました。 それを実際に実施しようとする、やはり法的な部分とかいろんなところと調整をしなければいけないとか、やっぱり実現の可能性というところの見解というのは、なかなか難しいところがございます。 そういう部分で、これを私どもはここに掲げてある事業を必ずやるということではまずないということですね。ですので、例えば市民の連帯の強化になるものとか、地域振興を推進するものとか、市民協働の推進に関するものとか、その中にはこんなことを地区でイメージしていますよというものを市のほうで受けて、それを実現可能になるような事業を実際に市で検討して事業計画をつくるというような、多分スタイルにはなっていくんだろうというふうに思います。 それはあくまでも市がやる部分で、これは市民がやったほうがいいだろうということであれば、それはそれで、例えば市民型提案まちづくりの方で提案してもらおうとか、実際に実行委員会をつくって、これを市で事業計画を立てるなど、いろんなケースが多分、手法としては出てくるのだろうというふうに思っております。ですので、ここにいろいろ書いてございますけれども、必ずこれが実現できるかどうかというのは、そのときの状況によって変わってくると思いますので、その辺だけちょっと補足の説明をさせていただきます。
会長 田邊委員	先ほど田邊委員が言った観光をひとつ。 いや、これはもう時代が変わってきているから、今では、できるかもしれないけれども、どうかなと思って私は言ったわけですよ。
会長	ありがとうございます。そのやり方についても今説明あったように、市民型でやるのか、市でやるのか、また別な独立型か何かでやるのか、ボランティアでやるのか等、方法については実際やろうとするときには違った形で出てくるのではないかということだが、一応これは提案しておいたほうがいいと思います。 よろしかったら、この辺でこの議題は終了とさせていただきたいがよろしいでしょうか。
会長	（「はい」の声あり） ありがとうございました。 10分ばかり、休憩しましょうか。40分から始めます。
会長	（休 憩） それでは、引き続き会議に入らせていただきます。 議題の2、山武市地域公共交通総合連携計画についてを議題とします。 事務局、説明をお願いします。
企画政策課長	それでは、議題の2つ目でございますが、山武市の公共交通につきまして、これからご説明させていただきたいと思います。いよいよ10月より実証実験ということで予定をしておりますので、その内容も含めまして、担

事務局	当からご説明をさせていただきたいと思います。 では、担当の伊藤よりご説明させていただきます。 それでは、ご説明の方、入らせていただきます。 資料の左上に「山武市地域公共交通総合連携計画について」と記載されている資料をご覧くださいと思います。恐縮ですが、着席してご説明をさせていただきます。 まず、こちらの総合連携計画というもののなのですが、これは山武市の公共交通に関する全体的な計画というような形でとらえていただければと思います。内容につきましては、今、山武市が置かれている公共交通の現状ですとか課題、またこれから目指していく公共交通の基本方針や目標、またその目標を達成するための事業といったものが記載されております。 具体的な中のほうの説明に入らせていただきたいと思います。地域審議会の中でこれまでもご報告もさせてきていただいておりますので、重立った部分を抜粋してご説明させていただきます。 それでは、資料の4ページをご覧くださいと思います。 まず、総合連携計画の基本方針ということで、市が目指す公共交通体系の将来像というものを「いつまでも誰もが便利に利用できる公共交通」という形で位置づけております。これにつきましては、「いつまでも」というところが、将来にわたって持続可能な公共交通、「誰もが」という部分が地域間格差のない公平性が確保された公共交通、「便利に」というところが市民ニーズに適合した公共交通ということで市の将来像を位置づけておまして、この基本方針に基づいた形で、目標ですとか事業を実施していくというような形になります。 それでは、具体的にどういったことを今後実施していくのかというところのご説明に移りますが、資料の10ページをご覧くださいと思います。 まず、連携型による新たな公共交通システムの導入ということで、こちらは乗合タクシーと基幹バスを組み合わせで連携させた公共交通ということで、11ページにイメージが載っておりますけれども、これは前回までご説明させていただいた3つの運行形態別の中でいろいろなご意見等をお聞きしまして、この連携型という交通システムの実証実験をやってみようという形になっております。 運行時間等につきましては、記載されているとおりとなりますが、基幹バスについては、概ね平日午前8時から午後6時、土日祝日は午前9時から午後5時ということで、乗合タクシーについても同様な形で運行時間を考えております。また、台数になりますが、基幹バスは2台で、乗合タクシーについては各地域3台ずつというような形で想定をしております。 この11ページに載っている図というのは、実証実験を経た上で最終的に山武市に導入が見込まれる交通イメージとなります。今年の10月から実施
-----	---

を予定している実証実験の内容につきましては、資料の12ページ、13ページに記載をさせていただいております。

まず、実証実験期間ということで、この期間を平成22年度、23年度、24年度と3ヶ年をかけて実験を実施していきたいというふうに考えておりました、まず、第1期としては、平成22年10月から平成23年3月までの半年間となります。

13ページに同じくイメージ図を載せさせていただいておりますが、先ほどまでご説明させていただいたものと違う点をご説明いたしますと、まず基幹バスについては、先ほどのご説明と同じように、さんぶの森元気館と蓮沼出張所の間、市内全地域を回るような形で運行していくと。

乗合タクシーについては、この赤く塗られている部分、ここが旧成東町の地域です。その隣に青く塗られている部分、そこが蓮沼町をあわせた地域となります。この2つの地域にそれぞれ乗合タクシーを3台ずつ実際に実験として運行させてみようというように考えております。

山武地域につきましては、現在運行している巡回バスを引き続き第1期においては運行を続けるというふうに考えております。この運行を続ける理由ですが、今、山武市の巡回バス、平成20年度の実績で約4万2,000人の年間の利用者がいらっしゃいます。

また、これまで数年間の利用者の推移を見ても、微増ではありますが、増加傾向にあるといった点から、この山武地域においては、生活にある程度定着した公共交通として機能しているだろうといった点がまず挙げられますので、いきなりこの巡回バスをやめて乗合タクシーに10月から移行してしまおうとなりますと、今、巡回バスをご利用になられている方に混乱を招いたり、ご不便をおかけしてしまうという恐れがあるというのがまず大きく1点。

2点目としましては、乗合タクシーというシステムが山武市ではまだ実績のない交通体系となります。なので、実際どれだけこの山武市の中で効果的に機能するかというものが未知数の状態で、今走っているものをとりやめて新しいものにいきなり変えてしまうというものはちょっとリスクが大きいということで、段階を経て山武地域にも導入を検討していけるよう、第1期においては乗合タクシーは導入しないというような形で考えております。

料金につきましては、乗合タクシーはこの色塗りをされた地域の中の移動については300円を想定しております。この地域を超えても、例外的に直接乗合タクシーで行ける箇所というものを設定しております、この山武市役所の本庁と国保成東病院と松尾IT保健福祉センター、この3つについてはどの地域からでも直接乗合タクシーで乗り入れすることができるというような形を考えておりますけれども、この場合は500円のご利用というような形になります。

なので、この成東地域においては、成東地域内を乗合タクシーで移動す

るときは300円で、松尾 I T 保健福祉センターに行く場合は500円というような運賃設定を考えております。

基幹バスにつきましては、1 回のご利用で200円ということで、乗合タクシーと基幹バスを乗り継ぐ場合については、200円程度の運賃割引の制度というものもあわせて実施をできればというふうに考えております。

山武の巡回バスについては、今100円で運行しておりますが、これを基幹バス導入によりまして、ほかの地域に向けるようになるということによって、100円から200円へ賃上げということを予定しております。

この実験、今説明させていただいたのは第1期、半年間になりますけれども、この実験にあわせましてアンケート調査や利用状況調査というものを一緒に実施していった、実際にどういった利用がされているのか、またどういった利用者のご意見があるのかということ踏まえながら、第2期、第3期で改善を加えていった、最終的には本格運行を平成25年度以降に実施していきたいというふうに考えておりますので、今ご説明したものは山武市、これからずっと変わらずいくものではなくて、あくまで実験をしていった改善を重ねていくというような形でとらえていただければと思います。

実際にバスやタクシーを運行させるのに併せまして、資料の14ページをご覧くださいと思いますが、その中の事業といたしまして、何とか実証実験を重ねていった、最終的に山武市で機能するであろうと思われる交通体系が見えてきた段階で、乗り継ぎバス停の利便性の向上ということで、主なバス停にベンチですとか上屋の設置というものを事業として考えております。

事業の3つ目としまして、モビリティ・マネジメントということで、これは市民の方へ積極的に公共交通を利用していただくための利用促進方策ですとか、公共交通に対する意識の向上というようなものを目指して、公共交通のガイドマップ的なものを全市民を対象にお配りをして、市内ではどういった交通があるよというものと、これを積極的に利用していただけるよう働きかけをしていきたいというのが14ページに記載されております。

16ページが4つ目の事業といたしまして、各種団体・施設等と連携した利用促進策の展開ということで、山武市内の交通事業者、商工会、観光協会、また商業施設などと連携を図っていった、公共交通の利用促進と地域の振興といった面も含めまして、相互で連携した利用促進方策というものを今後検討していきながら、実施可能性というものを探っていくと。実現可能なものについては、実施していくというような形で考えてございます。

以上、大きく4つの事業をご説明させていただきましたが、これを平成22年度、23年度、24年度と3ヶ年かけて順次実施していきたいというふうに考えております。

会長	説明のほうは簡単ではございますけれども、以上です。
	ただいま、事務局に説明をしていただきました。ご意見、ご質問等ありましたら、引き続き挙手してお名前を申し上げていただいてから発言お願いします。
大類委員	大類委員さん。
	区長会の大類と申します。ちょっとお尋ねします。
	これはやるということを前提に議論をするということですか。これは実施するということを前提に議論をする、あるいはやめるか、やるかやらないかを議論するか、どちらなのでしょう。
企画政策課長	やるということで議論するということです。
大類委員	わかりました。
会長	あと何かございますか。ルートあるいは料金等、広報等。
	小山委員。
小山委員	今の大類さんの話にダブるのですけれども、これはもう予算とかも全部とっている話ですね。事業3のモビリティ・マネジメントの展開ですけれども、これは住民に周知をするということですから、いつまでに周知をしてという形か、また毎月周知をしていくという形なのか、どういう形なのかというのを教えていただけますか。
企画政策課長	今考えておりますのは、当然、広報には流していきたいと思います。区長さん方に回覧等でもお願いしますし、あとは当然、対象者が車の運転ができない方が多いということの中では、ゴールドクラブさんとか、そういった集まり等があれば、私どもから積極的に出向いて説明をするとか、そういったことで今ちょっと想定しております。
	とにかく、説明会を開くから来てくださいよということだけではなくて、積極的に出向いてPRをしていきたいというふうに考えています。
会長	野口委員さん。
野口委員	お願いなのですけれども、これは広報がとても大事だと思うのですね。この第1回目の実証実験のところで、正直、今の私は運転できますけれども、来年の私は運転できるかわからないのですね。
	ですから、区長会関係を特に力入れてもらって、各地区、全市民がこれを利用してみるという、一度は利用してみましようという運動を起こしたほうがいいのではないかと。
	事務局の方で、地域に出向いて説明して下さるという、とても力強い提案をいただいてありがたいと思うのですけれども、私も近所から知り合いからこの話をどんどん話しかけたところ、今大丈夫だから大丈夫、あすのこと、少なくともこの3年、4年、5年後にはとんでもないことに、自分自身の体も交通関係が変わってきてしまうと思っておりますので、とても大切に広報していただきたいと思います。
会長	どうですか、ご意見。
企画政策課長	貴重なご意見ありがとうございます。

会長 大類委員	成功するもしないも、PRによるところが非常に多いというふうに聞いておりますので、皆様方のお力もお借りしながら、ある分ではこういうところに来てくれということであれば伺いますので、そういうことで積極的にPRをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひいます。 何か皆さんなり、PR方法等があるようでしたら、ご意見伺えますか。 大類委員さん。
会長 企画政策課長	以前にこれは、交通の最初にやったときに、大分、委員はこれに反対だというような意見が出た記憶があるのですが、この公共交通に対して実施するのに反対だという意見もあったと思うのですが、例えば昨今で先日、茨城空港が開港するというようなニュースが流れていましたけれども、あれも当初の利用者数を80万人ぐらい見込んでいたのが、現実には20万だと。 例えば、私はマンションに住んでいますが、178世帯あります。今年小学校に入る子が一人もいないのです。そういうような少子高齢化の中で、実際にこの数字どおり、例えば山武が増えているとかというような説明がありましたけれども、これから先どのぐらいそういう利用者が可能なのかというのをもう少し検証する、3カ月間これからやってみてということで、6カ月間やってみてということですが、非常にそういう意味では時代に逆行しているのではないのかなというような印象もあります。 ただ、これだけを見ていれば、非常にいいことでもって地域の人たちが便利になれば、これはいいことだということも確かにありますけれども、以前のニュースでもって、やっぱり公共交通を他の自治体でやっていて、今止めるに止められないというところが2つぐらいあるのですよ。これはニュースでやっていましたから、見た。 結局、利用者が少なくなってしまうと、今度はやめようと思ってもなかなかやめられない、その人たちを放り出してやめちゃうというわけにはいなくなっちゃっているというような自治体もあるというふうにニュースで聞いていますので、この検証期間というのは、これを見ると6カ月で契約の段階に進みますよというような形だけれども、もう少しじっくり検証する必要があるのではないのかなと個人的には思ひいます。
	このご意見に対し、事務局いかがですか。 確かに、利用していただかないことには、当然がこれは税金が投入されますので、財政負担も大きくなるというご指摘はそのとおりだと思います。 そういう部分でも、今現在、山武市の高齢化率というのは大体23%から4%というふうに聞いております。数年しますと、これが30%になるというような予測が今現在出ています。 ですので、3人に1人が高齢者ということで、非常に考えてみるとそういう部分では交通弱者と言われる方々が、これから多分人口は減るのです

大類委員 会長	が、人口に占める割合というのは逆に増えていくのだろうと。そういう中では、公共交通に頼らざるを得ない人もふえるということで今想定をしております、その辺は実証実験の中できちっとデータをとらせていただきまして、検証していきたいというふうに考えております。 わかりました。 ちょっと、私は1つ聞かせていただきたいのですが、車がどんな型なのか、東京なんかで見ると、低床式というのは、お年寄り、さつき野口さんがおっしゃったように、高齢化してくると、どうしても足元が悪くなると、今の走っているバスだと結構高くて乗り降りに非常に不便だし、危ないなという感じがするので、バスがどのぐらい低いのかなというのと、それから将来、ベンチ、上屋、これについても、この絵でも、ここに段差がありますよね。そういうものについても、どこかではこれは段差をなくして、何かうまくやっているというような考えも1つあったようですが、どうなのか、ちょっと今のわかる時点であつたら教えていただきたいと。
企画政策課長	バスの形ですが、この基幹バスは大体30人前後ぐらいのバスを考えています。これから事業者等も含めまして決めていきたいと思いますが、当然、乗る方がある程度、高齢者ということもありますので、その辺もやっぱり考慮しなきゃいけないかなと思っています。 それと、あともう一つは、成東地域、蓮沼・松尾地域はデマンドタクシーということで、予約をして自宅の前まで来ていただいて、そこから行き先まで行くというような仕組みでございます。これについては、通常のタクシーのタイプ、セダンタイプとワンボックスといいですか、9人とか乗れるという2種類があります。これについても、最初の実証実験ではセダンタイプでとりあえず考えまして、その利用動向に応じてワゴンタイプに変えるとか、そのような形で検討しております。 ベンチ等につきましては、またこれからいろんなご意見を多分、停留所についてもいただくと思いますので、位置の確定がある程度見込めた段階で、その場所によっては多分いろんな配慮をしなければいけないというふうに思っております。
会長	ありがとうございました。 ほかに何か、ありますか。 田邊委員。
田邊委員	この前ちょっと話したかもわからないのですがけれども、どうしても高齢者が主体になっていく。やはり子供たち、学生たちにも乗ってもらえるように配慮してもらわないと、それはやっぱりこれから市を支えてくれる人にも手はやっぱり差し伸べなきゃ、私は、高齢者はどうでもいいよという話ではないけれども、見てみると大分、駅あたりまでは親が送ってきています。あれはやっぱりそういうのを利用してもらえれば、親もまた楽だろうし、追々、利用価値も増えてくるのではないかな、こう思っているので、ひとつその辺も考慮してお願いします。

会長	ご意見ですね。ただ、成東地区は既存のバス路線も走るのですよ。その難しさもあるかもしれないのですけれども。 あと何か、ほかに。
企画政策課長	ひとつよろしいですか、実は3月6日、7日で市民説明会をさせていただきました。成東地区が6日の午後から説明会ということで、その中のご意見の中で、今まで、今は連携型という形で実証実験をするというお話をさせていただいています。 ここまでくる経緯の中では、3つのイメージの中からどれがよいでしょうかというお話の中で最終的に今に落ち着いているわけですが、その当時は、例えば山武でやっているコミュニティバスという考え方も1つあります。という中で、そのルートは実は富士見台を通っていたルートがありました。 そういう中で富士見台の方が何人か説明会に来まして、どうしても富士見台を通してくれと。要は、そこは高低差がかなりあるので、下まで下りてくるのは大変だというご意見をいただきました。 それにつきましては、私どもの回答といたしましては、今回の仕組みがデマンドという一つのドア・ツー・ドアという形をとらせていただきますので、目的地までは自分の玄関先から目的地まで行くという仕組みの中で、実証実験の中でいろいろ検証しますのでご理解いただきたいというふうな回答をして、お話をさせていただきました。 というのが地区の説明会の方であったということで、まずご報告をさせていただきますと思います。 それともう一点は、今、基幹バスのルートの中にラパーク成東を含めたルートを予定しております。 この辺については、いろいろご意見が多分あるのだろーと思います。 これについて走らせた方がよいとか、走らせる必要はないだろうというようなご意見がもしあれば、次回の協議会にてご報告をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。
会長	日常の買い物に便利ではないかなという考えのもとにルートが設定されたのではないかと思うのですけれども、大型店というのは、考えれば成東は数少ないのですけれども、ここにあって、企業にとってみれば、お客さんを運んでくれるから非常にありがたいかなと思うのですけれども、どうですか、皆さん方のご意見、何かありましたら。
秋山委員	秋山さん。 例えばそういう場所、要するに大型店舗とタイアップして、例えば今、会長がおっしゃったようにお客さんを運ぶのだから、何かの協賛金みたいな形で、向こうも協力してくださいみたいな形で少しでも赤字を抑えるとか、そういう方法も一つの方法じゃないのかなと、僕は今見ていてそう思ったのですが、いかがでしょうか。
会長	田邊委員さん。

田邊委員	秋山委員さん、商工会ではこういうものをどうやってとらえているのですか。
秋山委員	もちろん、ラパークさんも会員ですから、できれば町内の商店街に買い物に来てもらえれば一番助かるのですが、ご覧のように、その機能がちょっと廃れてきちゃっていますので、その中でやはりお年寄り、このバスそのものが市民バスなのか、お年寄りのバスなのか、ちょっとわかりませんが、もしお年寄りを対象にするとすれば、やはりこれから年齢によって免許もなくなる人もいるし、かといって、今この環境の中で買い物に行くからお年寄りを乗せていくということもなかなかできないだろうし、そういう意味では、やっぱり買い物、そうしたバスがあってもいいのではないかなと。例えば、買い物だけじゃなくて、成東病院経由、駅経由、病院経由とか、そういうのがあってもいいのではないかなと思います。 それと、もう一つは、さっき田邊さんが言っていたことで、学生、今うちは松ヶ谷なのですが、バスが丘回り浜行きとか、浜回り丘行きとか、1つの停留所で待っていると、回り方によっては1時間ぐらい待たなくちゃいけないのですよ。 そうすると、学生が使うにしても、それがなかなか使えない。私も孫を今、駅まで毎日送っているのですが、かなりの人が車で送ってきているのですよね。だから、これが市民バスだとすれば、お年寄りも学生も関係なく、やっぱりそういう人たちが一番利用する時間帯に、そういう巡回バスも出してもらおうと。 もちろん、バス会社のあれもありますけれども、ただ、バス会社がそういう形態で走っているということは、やっぱりその隙間を埋めるような形でやってもらえると大変助かるのではないかなと思います。以上です。
会長 企画政策課長	というご意見です。何かありますか。 将来的には、そのようなことも多分考えなきゃいけないのだろうと思います。やっぱり、今一番困っている方のまず足を確保するということが今は一義的に早急に考えなきゃいけないことだろうということで、先ほどの交通事業者さんとの調整もございますし、地元のタクシー事業者さんのこともございますし、結構いろんな問題があるのだろうという中で、今回このような形でスタートさせていただきたいということでお願いをしているところでございます。
会長 田邊委員	田邊委員さん。 今、タクシー事業者の話が出たから、こんなこと言いたくないのだけれども、駅前に延々と車を止めて、お客が座るいすを占拠しているタクシー、これは一番見栄えがよくない。市の恥ですよ、あれ。あんなタクシーないよ、今。これは、会長、何かの機会に指摘してやってくれない。
会長	公園へタクシーがとまっているのだよね。2台でも3台でも。私は電車、東金線をしょっちゅう利用しているからよく見るのだけれども。
田邊委員	感じ悪いよ。私は、たまに案内所に行ってこうやって見ているけれど

大類委員	も、あれはよくない。 せいぜい3台から4台ぐらい待っていればよいのでは。駅前に10台も20台も待っている。順番待ちだから込むというのもわかるのだが、ずっと余っている運転手は、向こうのベンチに行ったらタバコを吸っているわけですよ。みっともないですよ。
会長	田邊さんのお話は、大体の人は思っているのではないかな。 という意見がありましたので、ひとつ何かの機会にあったら。
田邊委員	言いづらいだろうけれども。
会長	それでは、何かご意見がなかったらこの件は終わりにしますが。 では、齋藤委員。
齋藤委員	齋藤と申します。ここにベンチ等の設置というのがあるのですけれども、出かけるときはできるだけ人数をまとめて、やっぱり乗り降りしたほうが、いろんな面でも運用の面でもよいと思うのですけれども、大体間隔というか、どの程度、ベンチを設定するという予定があるんでしょうか。
企画政策課長 事務局	では、担当のほうから説明させます。 今のご質問についてなんですけれども、まずこのベンチの設置等については、実験を重ねていった最終的な形になるかと思います。 基本的な考え方については、乗合タクシーと基幹バスの乗りかえですとか、ほかの既存バスとほかのバスの乗りかえという形になりますので、今考えている主な場所が各出張所ですとか、この本庁というところが主になります。
齋藤委員 事務局	ほんのわずかですね。 はい。あとは、一番可能性として考えられるのは、駅の前でバスなりタクシーなりを待つための場所を設置するというようなものが一番可能性としては大きいと思います。
齋藤委員	ですから、等間隔で置いていくというよりも、目的別で必要なところに設置をしていくという考え方になると思います。
会長	わかりました。
副会長	では、副会長。 山武地域については、山武市の巡回バス対応ということで、今現在回っていると思うのですけれども、運行時間ですが、山武地域は何時から何時まででございましょうか。
事務局	ちょっと今、資料を見えます。 朝一番早い便ですと、4ルートございまして、3台で回っていますので、ルートによって時間は多少違うのですけれども、一番早い便で6時半出発ですね。到着でいきますと、午後7時17分の間ですか、朝一番と最終便となりますと今の時間です。
副会長	繰り返しますと、今回の実証実験では、運行時間が概ね平日8時から6時、土日祝日が9時から5時を予定となっておりますが、この最初の時間、初めの時間というのはどのように設定なさるのですか。

事務局	基幹バスのほうは今、検討しているところですが、今のところ朝一番が7時40分に蓮沼と山武から、双方から1台ずつというような形で、それで最後の便がそれぞれ終点に到着するのは午後6時24分というような案を考えております。
副会長	あとバスなのですけれども、山武のほうの巡回バスは大体もう少し小さなバスですよ。今回、実証実験で使われるバスというのは中型バスで、30人前後といいますと、大体2倍のバスの大きさになると思うのです。 これは実証実験ということで、年間の利用者を考慮した上でのバスの大きさだとは思いますが、先ほど秋山さんがおっしゃったように、やはりせっかく運行するに当たり赤字では何にもならないわけであって、これはとりあえず山武市の巡回バスのような大きさのバスというのは、利用者を考えますとやはり小さなバスになってしまうわけでしょうか。
企画政策課長	基本的に、基幹バスというのは、山武という巡回バスとはその目的がちよっと違うのです。要は、山武とか成東とか松尾、蓮沼をいわゆる拠点間を結ぶというのが目的になっています。 ですので、いろんな方が多く利用されるのだろうということを想定して、今30人前後ということになっています。これが当然、30人も必要ないというような実証実験が出れば、それはそれなりの形に変えていくことになろうかと思っています。
副会長	ありがとうございました。
野口委員	すみません、申しわけありません、野口です。基幹バスが行くのに成東から松尾の駅に行きますね。基幹バスには、途中下車はないですよ。駅から駅。
企画政策課長	成東を出発しますと、フラワーバスの成東の車庫前が1つございます。次が緑川商店。ここは、富田ですかね、そこで1カ所。それから早船郵便局で、それで、あとは出張所まで行くと。
野口委員	駅には寄らない。
企画政策課長	次が駅になります。
野口委員	出張所に行ってから駅に寄る。
企画政策課長	はい。
野口委員	今シャトルバスに乗るのに、駅から降りてシャトルバスの停留所まで歩かなければならないのですよね。その期間がちょっと長くて不便なのですよというお話が出ているので、そこら辺のつながりはどうなるのかなと思ったものですから、次へとまる、松尾駅とITと行くわけですよ。
企画政策課長	はい、両方行きます。
野口委員	はい、わかりました。つながっているということで。ありがとうございます。
会長	あと、ほかに何かありませんか。
並木委員	並木委員さん。 先ほど田邊さんからも出たのですが、例えば市民バスの、それでいく

企画政策課長	と、子供の利用ということもしてほしいという要望だったと思うのですが、私もそれは基本的にしてほしいなと思うのですが、ただ、その路線バスの営業との絡みで問題点もあるということもわかるのですけれども、もし、山武のほうの出発時間と最終到着時間とあわせた場合に見たときに、成東、蓮沼の基幹バスも今8時から6時になっているのですけれども、これを実際もうちょっと早めたりするというお考えはないのですか。早めたりすると、当然、子供たちもそれで使える子は乗ってきますよね。 そこなのですが、要は使える子供と、これを使えない子供というので、非常に公共交通を考えるときにこれが一番大変なところで、だれでも等しく利用できるというところが、路線に近くて歩いていけたりする人にとっては、路線バスというのは非常に便利です。ただ、実際にそこまで遠い方というのは、なかなか利用しません。 そういう中で今回、この基幹バスというのは、先ほど申し上げましたように、例えば山武の人がたまには蓮沼に行ってみたいとか、成東のラパークに行きたいとか、そういうときにその行動範囲を広げるというのですか、いろんな部分で市全体を、いろんなところに行けるようなというのがまず一つの目的になっております。 ですので、デマンドという形態をとったのは、あくまで100%どこに住んでいても公共交通が利用できるというのが目的になっております。 今後、これによって路線バスに与える影響がかなり出てくるのではなかろうかという中で、いろいろな対策を考えていかなければならないだろうということで、答えになっているかどうかわからないのですが、非常に難しいご意見です。
会長	とにかく実証実験、皆さんそれぞれ未知の中で、初めての実験だということで、こういった実証実験をやってみれば、今言った、皆さんから出されたいろいろなご意見なんかももっとたくさん出てくるのではないかなと思います。 そういう意見を踏まえてとらえるということも大事な実験の役目になってくるのではないかなと思いますし、ぜひ見守っていただいて、そして皆さん方も意見を考えておいていただければ、そんな思いでございます。
田邊委員	やっぱり運送業者も、相当ノウハウ持っていますよ。あの幕張メッセ見ればわかりますよ、特に京成は、人が出るときはバーっと車を持ってきてやって、後はそんなに走らせていないのだから、企業はそのノウハウには敏感ですよ。これもうまく引き出したほうがいいよ。 だから、あまり市と共存というように寄り添っていかないで、連中はかなりなノウハウを持っているわけですから、その辺は、やっぱり田舎は田舎なりに連中のノウハウを引き出したほうが有効だと思いますよ。
会長	そうですね、いろいろ考えを引き出していきたいと思います。 大変申しわけないのですが、お時間も進んできましたので、公共交通に関しては以上で閉じさせていただきたいと思います。

会長	よろしいでしょうか。 （「はい」の声あり） それでは、最後に議題で、その他ということですが、皆さん方の中で何かご意見等がありましたら、今回で2期目の委員は最後となりますので申し送りしたいなど、あるいは意見したいなどというご意見等がありましたら述べていただければと思いますが、いかがですか。あつという間の2年間でしたけれども。 なければ、これで本日の議事を終了させていただきます。 どうもありがとうございました。
企画政策課長	それでは、事務局のほうから何点かお知らせをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
会長	では、事務局のほうからお知らせがあるそうですので、聞いていただきたいと思います。
事務局	その他、連絡事項ということでお聞きになっていただければと思います。 先ほど、会長よりお話がありましたが、今年の3月31日をもちまして第2期の成東地区地域審議会委員の任期が満了になります。これに伴い、現在、第3期の公募委員さんの募集を行っております。募集期間は、3月15日までということで、今現在お知らせしているところなのですが、詳しい内容は広報3月号にも掲載させていただいております。また、ホームページ上でも募集の要項等を掲載しておりますので、そちらを見ていただき、第3期公募委員のご検討の方、よろしくお願いします。
会長	一応、お知らせまで。以上でございます。 それでは、第2期目最後ということで一言、すみませんけれども、ごあいさつさせていただきたいと思います。 平成20年4月から図らずも会長ということで仰せつかりまして、進行を務めてまいりましたが、自分自身としても皆さん方の思うような内容での進行が務まったかなということは常に思っておりまして、大変ご迷惑をかけたと思いますけれども、つつがなくご協力で本日を迎えることができましたことを改めて感謝申し上げたいと思います。 この次の第3期の委員の皆さん方へ、今日の会議の提案、提言が続くと思いますので、さらに何か機会がございましたらご意見等寄せていただけるとよろしいと思います。 長い間ご協力いただきましたことを感謝してお礼申し上げます。どうもご協力ありがとうございました。 （委員拍手）
企画政策課長	ありがとうございました。 それでは、齊藤総務部長より閉会とさせていただきます。
総務部長	今、会長さんからごあいさついただきました。私からも、お礼を込めて一言ごあいさつさせていただきます。

新たなまちづくりをするにはどうしてもスピードも求められますけれども、手間、暇、時間がどうしてもかかってしまいます。本日の地域振興基金の運用の活用方法、これについても何とか方向性、こういうふうに使っていったらいいのではないかという指針をこの審議会の中で皆様方に合意いただければ、これをもって今度また一体になって進めていくことができるということです、大きな成果ではないかなというふうに思っております。

公共交通につきましては、それこそ大きな事業です。持続がいかに行きかということは、どうしても利用してくれる方がいなければしょうがないという中で、そういう中で実証実験運行に入っていくわけですがけれども、先ほどご提案がありましたように、一度は体験乗車運動をしてみたらどうかというのを全市的に広めたらと、これは全くいいご提案で、机上の上ではどうしてもわからないものがありますので、実証実験の運行の期間の中に多くの市民の方が一度乗ってみて、それで本当にどうだったかというご意見を伺える場があれば、新たな公共交通の創造というものができかなというふうに思っておりますので、そういう点も本当に参考にさせていただきたいと思います。

どちらにしても、少子・高齢というのは間違いなく進んできますし、今23%ぐらいの65歳以上の高齢化率です。1,000人で230人というわけですがけれども、これが10年たつと33%を超えるというような数字になってまいりますし、そういった中で元気な高齢者、そうやっていきますかね、一応元気に過ごすためには外へ出なければいけない。

出るための手段が一つの公共交通でありましょうし、子供たちもまた広く活用できればそれに越したことはないわけですがけれども、そういった中でいかに市としてためになるような交通手段、足の確保というのをしているか、これはひとえに、恐らく1人1回体験乗車の中で見えてくる答えもあるかなというふうに思っています。

それと、会長さんからもごあいさつがありました、第2期目ということで、本当にいろんな貴重なご意見をいただきました。決して無駄にしませんし、無駄になっていることはまずございません。次の時代は、恐らくあれもこれもという事業から、あれかこれかの選択をしていくというときに入ってまいります。

この選択は、今までは市や議会やという中で事業を決めるということだったかもしれませんが、これからの時代というのは市民の皆さん方が、本当に公共交通をやるためにはこっちを我慢しようとか、何かを選択して決めていかなければ市の運営というものができない時代に入ってまいります。

今、5万8千弱の人口で、ことしも198億ぐらいの一般会計予算、200億ぐらいの一般会計予算が続いておりますけれども、これは非常に大きく膨らんだ会計予算です。これをどこまで縮めていった中で、本当に市民にと

企画政策課長	っていい社会を築けるかということですが、その選択はひとえに市民の皆様にかかっているという時代を迎えますので、ぜひこの次の第3期の審議会委員ということでご活躍をまたお願いする場面があらうかと思います。 一緒になって今後のまちづくりに応援をしていただければというふうに思っています。 本当に2期の2年間、いろいろな貴重な意見ありがとうございました。お礼申し上げます。ありがとうございました。 どうもありがとうございました。
--------	---